物件番号 R07職厚01

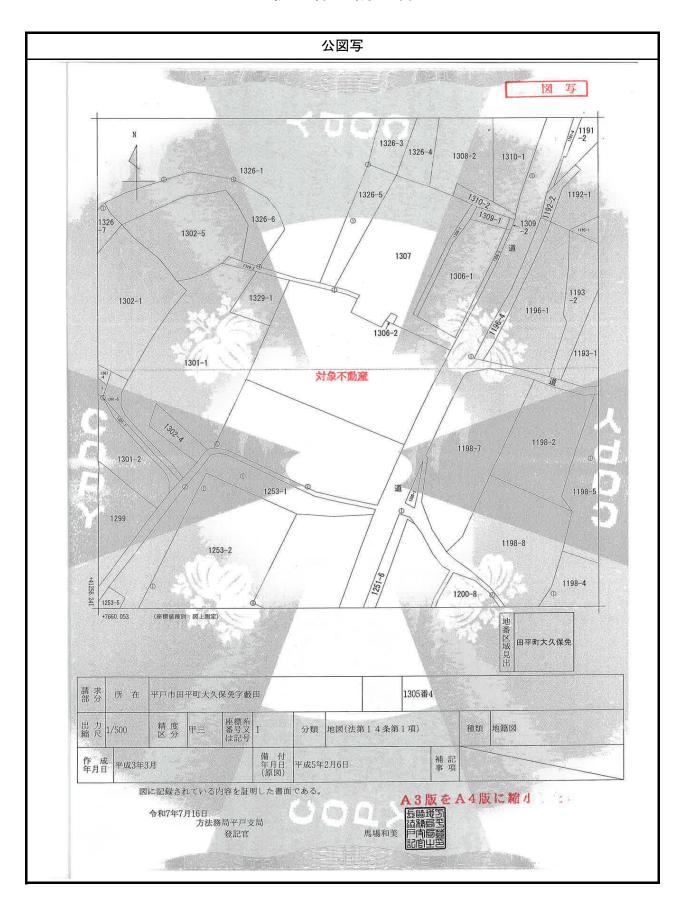
物件調書

土地の概要

所 在 地	平戸市田:	平町大久保	免字數	5田1305番4		地 目	宅地					
住居表示						形状	測量図のとおり					
面積	(実測面	ī積)		1195.15m²	(登記簿	面積)	1195.15 ㎡					
接面道路の 幅員及び構造	市道(系統 幅員幅 7	t、連続性音 '. Om	普通) i装:普	通								
	区域区分	非線	引都市		_							
都市計画法・ 建築基準法に	建ぺい率		70%	6	容積率		200%					
基づく制限	そ の 他 の 制 限	無	無									
所有権を制限す	る権利設定	無										
私道の負担等	の有無	無										
に関する事項	道路後退	の有無	無	負担の内容								
	供給抗	 色設		事 業		電話番号						
/# //A +/-=n. @	電気	引込可	九州		0120-761-370							
供給施設の 整備状況	上水道	引込可	平戸		0950-22-3838							
	下水道	無										
	都市ガス	無										
交 通 機 関	鉄道	MR線たびら平戸口駅約1. 2km										
(現地まで)	バス	西肥バス	ス中瀬草	草原入口から約								
. II 16 ==	市役所	平戸市行	没所田	平支所まで		約1. 8km						
公 共 施 設 (現地から)	中学校	田平中	学校まで	<u></u> _		約3. 6km						
	小学校	田平北	小学校	まで		約2. 7km						
	◎参考事	<u>——</u> 項(物件 <i>σ</i>)現況、	法令上の制限等	等に関する特	寺記事項)						

- 1.上記内容については、事前に県が確認したものですが、その他許可条件や建物の建築制限などがある場合がありますので、詳細及び建物建築の可否など建築基準法の規定に関することについては、事前に買主が県または平戸市に確認する必要があります。
- 2.対象地は間口約27m、奥行約43mで、形状はほぼ長方形の住宅地であり、接面道路とほぼ等高の 土地です。
- 3.物件調書は、物件の状況を把握するためのもので、売買契約書の一部となります。

物件調書



物件調書

登記簿



2025/07/07 11:29 現在の情報です。

表 是	部	(土地の表示)		調製	平成10年5月201	不動産番号	3104000059251								
地図番号	B 4 5 - 4	4、B45-2	筆界特別	定金	自										
所 在	北松浦郡田	日平町大久保免学	一数田			(金百)									
	平戸市田平	平町大久保免字竇	田			平成 1 7年 1 0 月 平成 1 7年 1 1 月	月1日変更 月11日登記								
(L)	b 番	②地 目	3	地	積 mi	原因及びる	その日付 [登記の日付]								
13057	÷ 4	雑種地			324:	1305番1から1曜和51年1(
金自		余自			316:	③錯誤 〔昭和51年12	2月10日)								
金白		宅地			316:00	②③昭和52年3 〔昭和52年3〕	3月10日地目変更 月11日〕								
余自		余 自			1150:00	③1303番4、 4、同番5、13 [昭和54年7]	同番3、1304番2、同番 329番3、同番4を合併 月19日]								
余白		余自			1193:12	③錯誤 国土調査による原 〔平成4年8月2									
余白		余 自	(金)			昭和63年法務名 の規定により移記 平成10年5月2	省令第37号附則第2条第2項 記20日								
愈 自		余自			1195:15	③錯誤 〔平成23年10	0月11日)								

権	利	部	(甲	×)		(所	有	権	K	関	す	る	事	項)									
順位番号	7		登	記	0)	目	的			受任	寸年,	月日	· 受(十番	号		権	利	者	そ	Ø	他	の	事	項
1	合併による所有権登記							昭和54年7月19日 第3240号					所有者 長 崎 県 順位4番の登記を移記												
	[余自]							(条件)						昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年5月20日											

^{* 「}登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、 登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

物件調書

